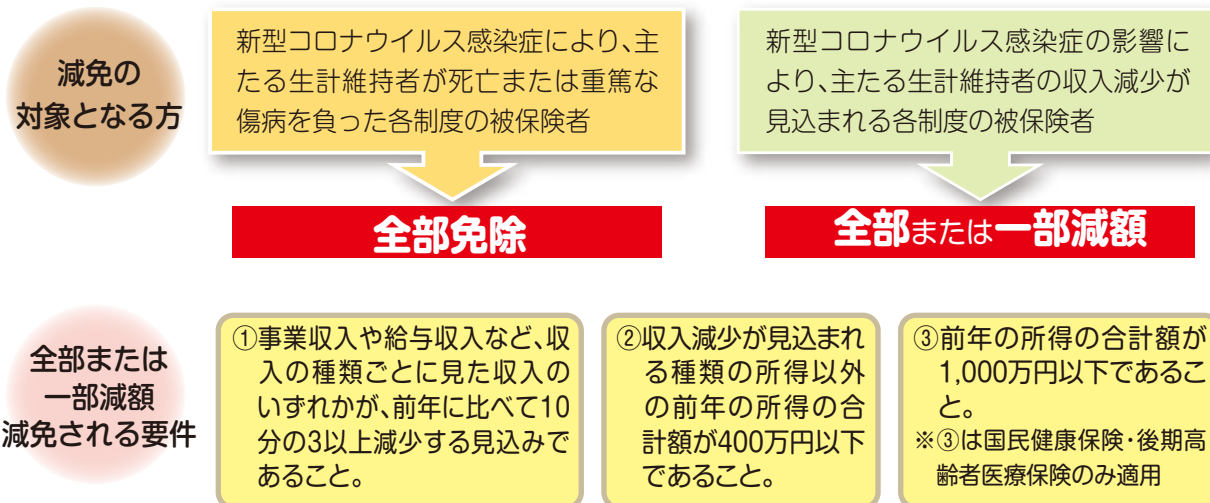




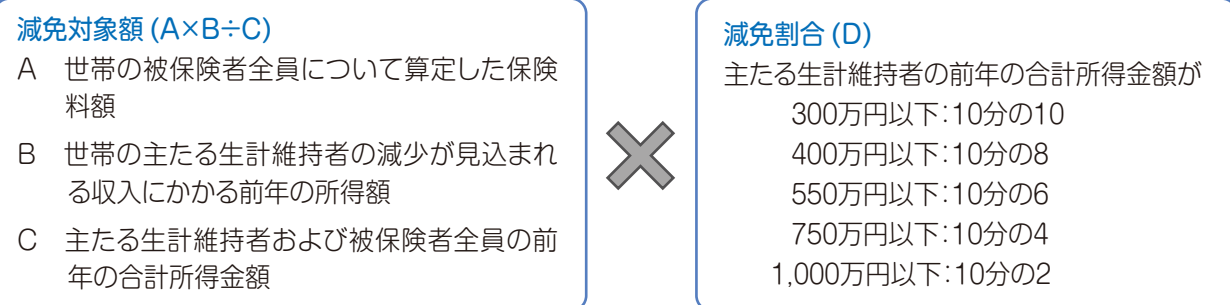
国民健康保険 後期高齢者医療保険 介護保険 保険料の減免に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方で、次の要件を満たす方は保険料が減免となる場合があります。詳細については、担当係までご相談ください。

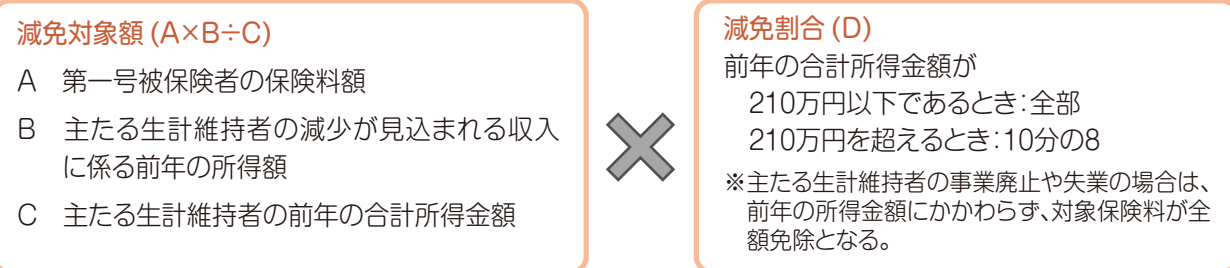


所得の合計額に応じた減免額 減免額は、減免対象額(A×B÷C)に減免割合(D)をかけた金額となります。

国民健康保険・後期高齢者医療保険



介護保険



お問い合わせ先

- 保険料減免について 役場町民生活課税務係 ☎(62) 4479
- 国保・後期医療制度について 役場町民生活課町民係 ☎(62) 4472
- 介護保険制度について 役場保健福祉課福祉介護係 ☎(62) 4473

後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 保険証(被保険者証)の一斉更新について ～

現在お使いの緑色の保険証は7月31日で期限切れとなるため、“黄色”の新しい保険証をお送りします。お手元に届きましたら、黄色の保険証をご使用ください。

なお、10月1日から、一定以上の所得がある一部の方の医療費窓口負担割合が2割になることに伴い、有効期限を『令和4年9月30日まで』の2ヶ月間としています。



10月以降にお使いいただく新しい保険証は、9月中にお送りします。

減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)、限度額証(限度額適用認定証)も新しくなります

現在お使いのだいたい色の減額認定証および限度額証が7月31日で期限切れとなりますので、保険証に同封された新しい“水色”の証をご使用ください。減額認定証あるいは限度額証を医療機関に提示することにより、窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。

保険証と異なり、1年間使用できます。9月に再交付はありませんので、捨てずにお使いください。

新たに申請対象となった方には申請書をお送りしますので、役場町民生活課町民係へ提出してください。



減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)の交付対象となる方

| 区分 | 対象となる方 | 自己負担限度額 | |
|-----|--|----------|-------------|
| | | 外来(個人単位) | 外来+入院(世帯単位) |
| 区分Ⅱ | 世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方 | | 24,600円 |
| 区分Ⅰ | 世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方 ○ 世帯全員の所得が0円の方(公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方) ○ 老齢福祉年金を受給されている方 | 8,000円 | 15,000円 |

限度額証(限度額適用認定証)の交付対象となる方

| 区分 | 対象となる方 | 自己負担限度額 | |
|-----|--|----------------------------|-------------|
| | | 外来(個人単位) | 外来+入院(世帯単位) |
| 現役Ⅱ | 現役Ⅲに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方 | 167,400円+(医療費-558,000円)×1% | |
| 現役Ⅰ | 現役Ⅲ・Ⅳに該当しない3割負担の方と、その方と同一世帯にいる被保険者の方 | 80,100円+(医療費-267,000円)×1% | |

お問い合わせ先

- 北海道後期高齢者医療広域連合
〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階 ☎011(290)5601
- 保険証や制度に関すること 役場町民生活課町民係 ☎(62) 4472
 - 保険料に関すること 役場町民生活課税務係 ☎(62) 4479